

栃木県立大田原高等学校 部活動の活動方針

令和元年5月1日

<p>目的</p>	<p>○本校における部活動は、人格の陶冶、豊かな人間性の涵養を目的とする。</p>
<p>目標</p>	<p>○部活動をとおして、生徒が心身を鍛え、主体的で充実した学校生活を送ろうとする態度を養う。 ○部活動をとおして異年齢交流の中で、生徒同士や生徒と指導者の望ましい人間関係の構築を図る。 ○部活動をとおして、自己肯定感、責任感、連帯感、克己心、粘り強さ等の価値ある情操を育成する。 ○部活動に所属する生徒の技術の習得・競技力の向上を図るとともに、部活動をとおして個性を伸長させる。 ○自ら選択した分野や競技等を生涯にわたって楽しむ意欲と態度を養う。</p>
<p>休養日</p>	<p>○原則として、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。その際、できるだけ、週末（土曜日及び日曜日）の少なくとも1日を休養日とする。ただし、本校の実情、分野・競技種目、活動目標等に応じて、休養日については週当たり1日とすることもできる。その際も、できるだけ、週末のいずれか一日を休養日とする。 ○大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。 ○競技種目の特性等によって週1日の休養日が確保できない場合でも、年間を通じて相当する日数の休養日が確保できるよう努める。 ○長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、また部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度まとまった休養期間（オフシーズン）を設ける。</p>
<p>活動時間</p>	<p>○一日の活動時間については、本校の実情、分野・競技種目の特性等などに応じて適切に設定する。 ○生徒の健康管理に十分に配慮し、学校生活や授業等に支障のない範囲で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ○原則として、平日の活動は放課後から2時間程度として19時には完全下校とし、休業日の活動は9時から3時間程度とする。ただし、中学生より心身が発達している生徒が自ら選択して行う活動であることを踏まえ、分野・競技種目、活動目標等に応じて、休業日の一日の活動時間については4時間程度とすることもできる。 ○定期試験初日の1週間前から定期試験実施期間（最終日を除く）、年末年始及び校長が指定した日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等参加によりやむを得ず活動する場合は、事前に校長に申し出て承認を得る。 ○△曜日は部活動重点日とし、できるだけ放課後に会議等を入れないようにして、活動時間を確保する。 ※大会や練習試合等の活動時間とは、移動や休憩等の時間を含まない。</p>
<p>設置部活動</p>	<p>【運動部】 陸上競技、水泳、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、硬式テニス、卓球、弓道、柔道・相撲、剣道、バドミントン、山岳、スポーツチャンバラ</p> <p>【文化部】 文芸、SSC(科学)、SSC(情報)、合唱、吹奏楽、美術、書道、JRC、囲碁・将棋、写真、英語、調理、歴史同好会</p>
<p>大会参加</p>	<p>各部が参加できる大会は次のとおりとする。ただし、参加に当たっては、生徒の健康面及び学習面に十分配慮するとともに、保護者の経済的負担を考慮する。 ア 県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会 イ 県体育協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会 ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等</p>
<p>部活動の運営</p>	<p>(1) 生徒の健康・安全への配慮 ○部活動顧問は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、修得状況等を把握し、無理のない活動となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制を整備する。 ○部活動顧問は生徒の活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携・協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。 ○部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。 ○安全管理を徹底し、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を共有して安全対策を講じるなど、学校全体での意識高揚をはかりながら、生徒が安心安全に参加できる部活動運営を行う。</p> <p>(2) 体罰等の禁止 ○部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導において体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。</p> <p>(3) 保護者の理解と協力を得た活動 ○保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、部活動顧問は、活動の方針等について、説明会を開くなどの方法で、保護者に周知する。</p>